○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第一項の規定に基づき、令和八年総務省告示第三百九十四号（高周波利用設備の条件の特例を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附則 ［一～三　略］ （非接触電力伝送装置に関する磁界強度の準尖頭値の最大許容値の特例） 四　第五項及び第六項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる区域において、令和十三年三月三十一日までの間に限り、電気自動車用非接触電力伝送装置であって、七九㎒以上九〇㎒以下の周波数を利用するものの利用周波数による発射による磁界強度（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）の準尖頭値の最大許容値は、その設備から一〇メートルの距離において一〇二・八デシベルとする。 附則別表（附則第四項関係） 1　北海道（網走市（字嘉多山七百八番地に限る。）及び上川郡鷹栖町（二十一線十号に限る。）に限る。）の区域 2　福島県（田村市（常葉町山根字手藤一丁目五五番地に限る。）に限る。）の区域 3　栃木県（芳賀郡芳賀町（大字下高根沢四六三〇に限る。）に限る。）の区域 4　埼玉県（幸手市（平須賀二四八〇番十三号に限る。）に限る。）の区域 5　千葉県（柏市（柏の葉五丁目一号五番に限る。）及び君津市（大山野字越路、大山野字曲作台、大山野字曲作、大山野字本越及び大山野字篠根谷に限る。）に限る。）の区域 6　静岡県（裾野市（御宿千二百番地に限る。）に限る。）の区域 7　愛知県（刈谷市（昭和町一丁目一番地に限る。）に限る。）の区域 備考　この表に掲げる区域は、令和8年11月24日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。	附則 ［一～三　同上］ ［新設］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。